

東海市告示第50号

令和6年度東海市補装具費福祉給付金支給要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市補装具費福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要した費用について、補装具費を支給される就学前障がい児の保護者に対し、福祉給付金を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学前障がい児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。
- (2) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (3) 福祉給付金支給対象外金額 別表に掲げる額をいう。

(対象者)

第3条 補装具費福祉給付金（以下「福祉給付金」という。）の支給対象者は、東海市内に住所を有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により補装具の購入等に要した費用に係る補装具費を支給される就学前障がい児の保護者とする。

(福祉給付金の額)

第4条 福祉給付金の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定された補装具の購入等に要した費用の額の100分の10に相当する額又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43

条の3に定める額のどちらか低い額において、福祉給付金支給対象外金額を超えた額とする。ただし、超えた額が100円に満たない場合は支給しない。

(福祉給付金の支給申請)

第5条 福祉給付金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、福祉給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(福祉給付金の支給)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、第3条に規定する要件を審査の上、適当と認めるときは福祉給付金の支給を決定し、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券と併せて、補装具費福祉給付金支給決定通知書及び補装具費福祉給付金支給券により当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する補装具費福祉給付金支給決定通知書及び補装具費福祉給付金支給券には、別表に規定する福祉給付金支給対象外金額を記載する。

3 福祉給付金の支給は、補装具費の支給と併せて行う。

4 福祉給付金は、支給決定を受けた者が当該補装具を受領したときは、当該支給決定を受けた者に代わり、当該補装具費支給決定通知書に記載された補装具業者に支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定を受けた者に対し福祉給付金の支給があったものとみなす。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により福祉給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(報告)

第9条 市長は、福祉給付金の支給に関し、必要と認めるときは、福祉給付金の支給を受けようとする者又は受けた者及び補装具業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

世帯階層区分		福祉給付金支給対象外金額 (月額) 単位：円		
		基準額	加算額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間は、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	1,100	110	
C ₁	A階層及びB階層を除き、前年分（1月1日から	当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	2,250	230
C ₂	6月30日までの間は、前前年分。以下同じ。）の所得税非課税世帯であって、次の区分に該当するもの	当該年度分の市町村民税所得割課税	2,900	290
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その	4,800円以下	3,450	350
D ₂	所得額の年額が次の区分に	4,801円以上 9,600円以下	3,800	380
D ₃	該当するもの	9,601円以上1 6,800円以下	4,250	430
D ₄		16,801円以上 24,000円以下	4,700	470
D ₅		24,001円以上	5,500	550

	32,400円以下		
D ₆	32,401円以上 42,000円以下	6,250	630
D ₇	42,001円以上 92,400円以下	8,100	810
D ₈	92,401円以上 120,000円以下	9,350	940
D ₉	120,001円以上 156,000円以下	11,550	1,160
D ₁₀	156,001円以上 198,000円以下	13,750	1,380
D ₁₁	198,001円以上 287,500円以下	17,850	1,790
D ₁₂	287,501円以上 397,000円以下	22,000	2,200
D ₁₃	397,001円以上 929,400円以下	26,150	2,620
D ₁₄	929,401円以上 1,500,000円以下	40,350	4,040
D ₁₅	1,500,001円以上 1,650,000円以下	42,500	4,250

D ₁₆	1, 650, 001 円以上2, 260, 000円以下	51, 450	5, 150
D ₁₇	2, 260, 001 円以上3, 000, 000円以下	61, 250	6, 130
D ₁₈	3, 000, 001 円以上3, 960, 000円以下	71, 900	7, 190
D ₁₉	3, 960, 001 円以上	全額	左の基準月 額の10パ ーセント。 ただし、そ の額が8, 560円に 満たない場 合は、8, 5 60円

備考

- 1 この表及び備考において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 所得割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）をいう。
 - (2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
 - (3) 所得税の額 所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する

- 法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額(この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(同項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第30項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しないものとする。)をいう。
- 2 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
 - 3 福祉給付金支給対象外金額が補装具の購入又は修理に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって福祉給付金支給対象外金額とする。
 - 4 前2号の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額は、切り捨てるものとする。